

平成 28 年度広島県指定調査機関及び指定情報公表センター募集要項

平成 28 年 4 月 18 日

1 趣旨

介護サービス情報の公表制度は、介護サービス事業者の提供するサービスについて、インターネット等を活用して公表し、介護サービスの利用者が事業所を選択する際の参考となる情報を提供しようとするものである。

広島県では、当該制度に係る事務を効率的かつ円滑に実施するため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 36 第 1 項に基づく指定調査機関及び法第 115 条の 42 第 1 項の規定に基づく指定情報公表センター（以下「指定機関」という。）が行う事務について、一体的に行うことが可能な機関として 1 機関を指定して業務を委託することとし、当該指定機関について次のとおり募集する。

2 主な事務内容等

(1) 介護サービス情報の公表に係る業務内容と実施機関

区 分	県	指定情報公表センター及び指定調査機関		備考
		公表	調査	
ア 指定情報公表センター・指定調査機関の指定	●			
イ 報告、調査及び公表に関する計画の策定事務 (事業者一覧表作成)	●			
ウ 公表システムの入力マニュアル等の作成	●	△		国の公表システムの仕様による
エ 介護サービス情報の報告依頼と入力確認 (マニュアル送付、ID・パスワードの付与含む)	△	●		国の公表システムによる
オ 介護サービス情報の調査 (書面調査／訪問調査)	△		●	訪問調査は、県において対応
カ 介護サービス情報の公表		●		国の公表システムによる
キ 普及・啓発業務	●	△		
ク 公表システムの運用・維持管理 (ID・パスワードの管理等)	△	●	—	国の公表システムの仕様により、変更の可能性があります。

(注) ●：実施機関、△：必要に応じて業務を補完・支援する機関

(2) 指定機関の具体的な業務内容（予定）

(※) 印：今後、国から示される予定のシステムの仕様によって変更の可能性があります。

情報公表事務	調査事務（書面調査に係る部分）
① 公表システムの入力マニュアル作成	① 調査対象事業者への調査票の発送
② 公表システムの ID・パスワードの付与 (※)	② 調査対象事業者への調査提出依頼
③ 報告対象事業者への報告依頼	③ 調査票の受理
④ 事業者の公表システムへの入力確認 (※)	④ 調査票の内容確認
⑤ 公表システムでの公表に関すること (※)	⑤ その他調査事務に関し必要な業務
⑥ 公表システムの ID・パスワード管理 (※)	
⑦ その他情報公表事務に関し必要な業務	

【注】実施方法等の詳細については、委託契約時に仕様書等によって定めることとします。

3 介護サービス情報の公表の実施体制

別紙参照

4 指定期間

指定日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(※指定された年度の翌年度末まで。ただし、指定期間中に所定の手続きを経て有効期限の更新申請ができるものとする。)

5 応募要件等

次の要件を全て満たしていること。

- ① 保健、医療又は福祉に関連する事業を行う法人であり、かつ、県内に主たる事務所を有し、県内全域に活動エリアがあること。
- ② 福祉に関連する事業のうち、公益性のある事業を行った実績があること。
- ③ 調査事務及び情報公表事務（以下、「調査事務等」という。）を公正かつ適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、職員、設備、調査事務等の実施の方法その他の調査事務等の実施に関する計画が、調査事務等の公正かつ適確な実施のために適切なものであること。
- ④ 法人の役員又は法人の種類に応じて介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 50 第 2 項で定める構成員若しくは職員の構成が次のとおりであること。

ア 介護サービスを現に提供する事業者の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び 3 親等以内の親族（以下、「利害関係者」という。）が、当該法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の総数の 2 分の 1 を超えて含まれていないこと。
- ⑤ 当該法人が介護サービスを自ら提供していないこと。
- ⑥ 調査事務等に関する事業に係る経理を、他の事業の経理と区別して行うこと。
- ⑦ 当該法人が行う他の事業が、調査事務等の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑧ 当該法人及び当該法人の役員が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者でないこと。
- ⑨ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）第 37 条の 10 第 1 項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者でないこと。
- ⑩ 政令第 37 条の 11 において準用する政令第 37 条の 10 第 1 項の規定により指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者でないこと。

6 募集～指定までのスケジュール

No	項目	日程	備考
(1)	募集要項の配布	平成 28 年 4 月 18 日～	○広島県ホームページからダウンロード ○広島県地域福祉課において直接交付
(2)	公募に関する質問	平成 28 年 4 月 18 日～ 平成 28 年 4 月 26 日まで	○広島県地域福祉課介護保険事業者指導 G 宛 ○別記様式「質問票」を電子メールで提出 ○質問者に電子メールで回答する。 ○受付期限後の質問は、いかなる理由であっても回答しない。
(3)	提出書類の受付	平成 28 年 4 月 18 日～ 平成 28 年 5 月 6 日まで	○広島県地域福祉課介護保険事業者指導 G 宛 ○郵送（書留郵便に限る。）又は持参 ○提出書類は各 2 部提出
(4)	選定結果の通知	平成 28 年 5 月下旬頃 (予定)	○選定結果を応募者全員に通知 ○選定結果の問合せは受け付けない。
(5)	指定	平成 28 年 5 月末頃 (予定)	指定調査機関等候補法人として選定した 1 機関（法人）に対し、指定申請書の提出を求める。

※ 選考に当たり、提出書類等の内容等に不明な点がある場合には、個別に照会を行わせていただくことがあります。

7 募集に係る提出書類等

提出書類	必要部数
1 事前協議書（別記様式 1）	各 2 部 (正本 1 部 副本 1 部)
2 法人概要（別記様式 2）	
3 誓約書（別記様式 3）	
4 事業計画書（別記様式 4）	
5 法人の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書等	
6 法人の役員の名簿及び履歴、法人の種類に応じた構成員（社員）の名簿（構成員が法人である場合には、その法人の名簿）及び略歴並びに構成員の構成割合を記載した書類	

7	主要な株主の構成を記載した書類（株式会社の場合）	
8	指定機関の平面図並びに設備の概要	
9	指定機関の管理者の氏名、経歴及び住所	
10	平成28年度の事業計画を記載した書類及び収支予算書の写し	
11	平成27年度の収支決算書の写し	
12	直近3年間の国税及び地方税の納税証明書	
13	その他県が必要と認める書類	
14	その他下記8の審査基準に基づく審査に必要な書類（任意提出可、様式自由）	

8 審査基準等

提出書類の内容について、次の観点から総合的に審査し、指定調査機関及び指定情報公表センター候補法人を選定する。

	大項目	中項目	小項目
(1)	法人要件	①介護保険関連事業の実績	・介護保険に関連する事業の実績があるか。
		②中立性・公平性	・県に代わって事業の実施可能な中立性・公平性が確保される法人か。
(2)	組織体制	①執行体制	・業務実施に十分な執行体制の確保が可能か。
		②意思決定機関	・中立性・公平性が確保された意思決定機関の設置が見込まれるか。
		③管理者の経歴	・管理者（予定）は介護保険関連業務を経験しているか。
(3)	経営状況	①財務状況	・事業を適正に実施できる財務状況であるか。
(4)	リスクマネジメント	①守秘義務・個人情報保護	・事業に関する守秘義務や個人情報保護の方針が明確にされているか。
		②法令遵守	・介護保険法を含めた法令や条例等を遵守する体制となっているか。
		③危機管理	・緊急事態が発生した場合の体制構築が見込まれるか。
		④苦情処理	・相談・苦情処理に対する責任体制が明確になっているか。

9 「介護サービス情報の公表」制度に係る平成28年度の年間スケジュール（予定）

月日	内容	実施機関
平成28年4月	○ 指定機関の公募開始／公募受付	県
5月	○ 指定機関の選定 ○ 指定機関の指定／委託契約	県 県／指定機関
6月～	○ 計画策定準備	県
7月～9月	○ 計画策定／公表	県
	○ 情報公表システムの改修等について国から通知	国
	○ 報告対象事業者に対し、報告依頼 （計画に基づき段階を分けて実施） ○ 調査対象事業者に対し、調査票の発送と提出依頼 （計画に基づき段階を分けて実施）	指定情報公表センター 指定調査機関
	○ 調査対象事業者からの調査票の受理 （計画に基づき段階を分けて実施）	指定調査機関
10月～	○ 改修後の情報公表システムでの運用開始	国
	● 報告対象事業者が情報公表システムに入力開始	事業者
	● 情報公表システムでの入力確認 ● 調査対象事業者からの提出書類等の確認	指定情報公表センター 指定調査機関

(●)：国から示されるシステムの仕様により変更の可能性あり

10 その他

(1) 費用負担

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合には失格とする。

- ① 募集要項に定める手続を遵守しない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載をした場合

(3) 提出書類等の取扱い

- ① 提出書類の変更はできない。ただし、県から補正指示があった場合はこの限りでない。
- ② 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③ 提出書類は、情報公開の請求により開示することがある。

(4) 県が提供する資料の取扱い

県が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。

(5) 応募の辞退

提出書類を提出した後に辞退する際は、辞退届（様式自由）を提出すること。

(6) その他

提出書類の提出期限は厳守すること。

(7) 書類の提出及び問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

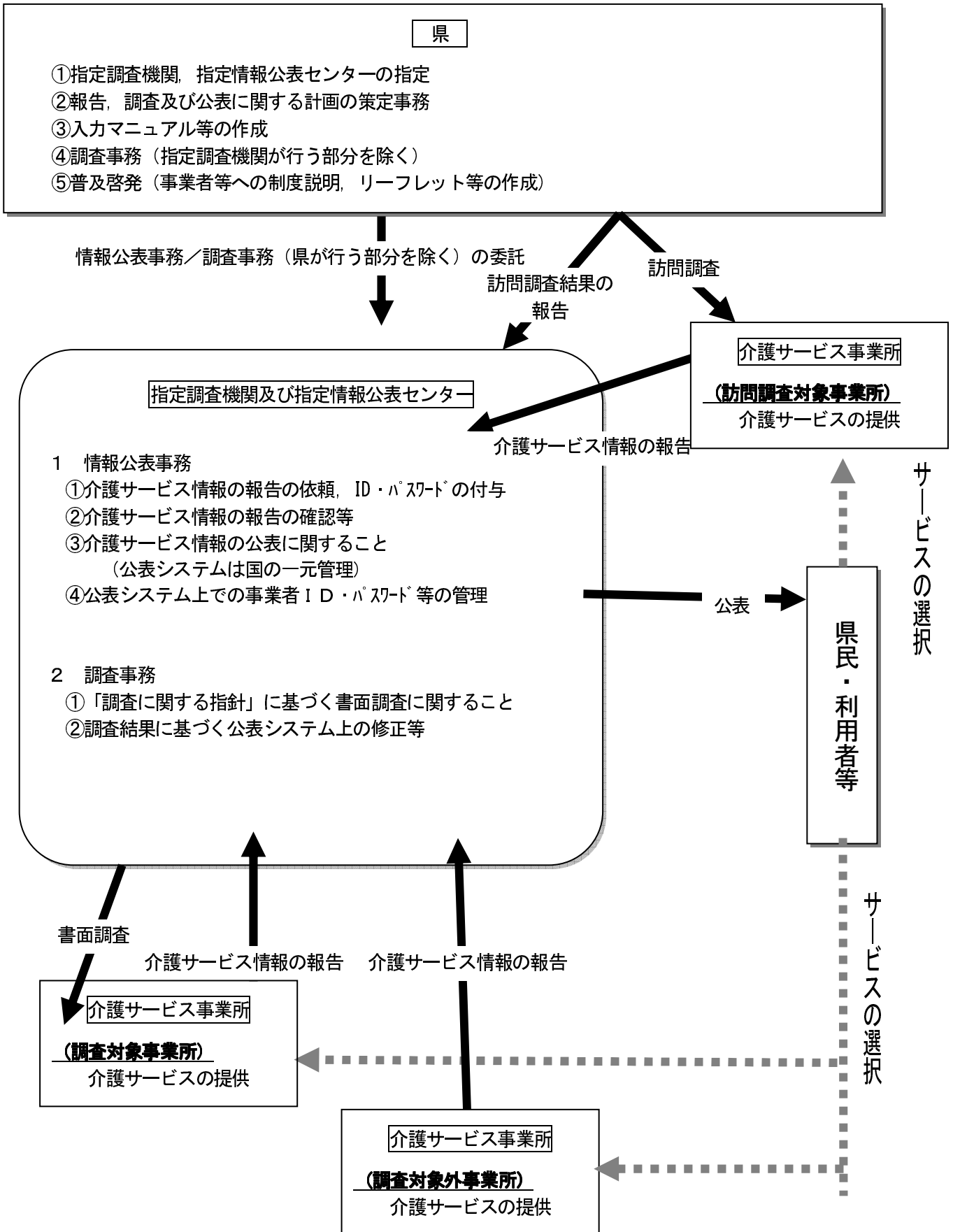
広島県健康福祉局地域福祉課 介護保険事業者指導グループ

T E L 082-513-3208（ダイヤルイン）

F A X 082-223-3572

E-mail fuchiiki@pref.hiroshima.lg.jp

介護サービス情報の公表の実施体制



※今後示される予定の、国の情報公表システムの仕様によって方法や役割分担に変更の可能性があります。

別記様式

広島県健康福祉局地域福祉課介護保険事業者指導グループ 宛

E - mail : fuchiiki@pref.hiroshima.lg.jp

広島県指定調査機関及び指定情報公表センター指定 質問票

1 法人名	
2 所属・担当者名	
3 TEL	
4 E - mail アドレス	
【質問内容】	

広島県指定調査機関及び指定情報公表センター指定事前協議書

広島県健康福祉局長 様

所在地
法人名
代表者

印

介護保険法（平成9年法律第123号。以下、「法」という。）第115条の36第1項の規定に基づく指定調査機関及び法第115条の42第1項の規定に基づく指定情報公表センター（以下、「指定機関」という。）の指定を受けたいので、次の書類を添えて事前協議します。

【添付書類】

- 1 法人概要（別記様式3）
- 2 誓約書（別記様式4）
- 3 事業計画書（別記様式5）
- 4 法人の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書等
- 5 法人の役員の名簿及び履歴、法人の種類に応じた構成員（社員）の名簿（構成員が法人である場合には、その法人の名簿）及び略歴並びに構成員の構成割合を記載した書類
- 6 主要株主の構成を記載した書類（株式会社の場合）
- 7 指定機関の平面図並びに設備の概要
- 8 指定機関の管理者の氏名、経歴及び住所
- 9 平成28年度の事業計画を記載した書類及び収支予算書の写し
- 10 平成27年度の収支決算書の写し
- 11 直近3年間の国税及び地方税の納税証明書
- 12 その他県が必要と認める書類

法 人 概 要

平成 年 月 日現在

- 1 所在地
〒
- 2 法人名
- 3 代表者名
- 4 連絡先
TEL
FAX
E-mail
URL
- 5 法人設立年月日
- 6 沿革
様式任意（パンフレット等でも可）
- 7 主な事業内容
様式任意（パンフレット等でも可）

誓 約 書

広島県健康福祉局長 様

所在地
法人名
代表者

印

広島県指定調査機関及び指定情報公表センター募集に係る事前協議書を提出するに当たって、応募要件の全てを満たすことを誓約します。

なお、当該誓約に違反があった場合は、それまで事前協議者が費やした費用を賠償することなしに、事前協議で選定された事前協議者に対し、県が一方的に選定結果を取消す権利を有することに同意します。

【募集要項 5 応募要件等】

- ① 保健、医療又は福祉に関連する事業を行う法人であり、かつ、県内に主たる事務所を有し、県内全域に活動エリアがあること。
- ② 福祉に関連する事業のうち、公益性のある事業を行った実績があること。
- ③ 調査事務及び情報公表事務（以下、「調査事務等」という。）を公正かつ適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、職員、設備、調査事務等の実施の方法その他の調査事務等の実施に関する計画が、調査事務等の公正かつ適確な実施のために適切なものであること。
- ④ 法人の役員又は法人の種類に応じて介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 50 第 2 項で定める構成員若しくは職員の構成が次のとおりであること。
ア 介護サービスを現に提供する事業者の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び 3 親等以内の親族（以下、「利害関係者」という。）が、当該法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の総数の 2 分の 1 を超えて含まれていないこと。
- ⑤ 当該法人が介護サービスを自ら提供していないこと。
- ⑥ 調査事務等に関する事業に係る経理を、他の事業の経理と区別して行うこと。
- ⑦ 当該法人が行う他の事業が、調査事務等の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑧ 当該法人及び当該法人の役員が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者でないこと。
- ⑨ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）第 37 条の 10 第 1 項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者でないこと。
- ⑩ 政令第 37 条の 11 において準用する政令第 37 条の 10 第 1 項の規定により指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者でないこと。

事業計画書

1 組織体制図

※ 指定調査機関及び指定情報公表センターの組織体制を図示すること。

2 事業に係る資産の状況

※調査・情報公表事務に係る部分について記載すること。

3 リスクマネジメント

4 運営スケジュール (平成 28 年度)